

令和4年度  
東京都消費者被害救済委員会総会  
速 記 録

令和5年2月7日（火）  
消費生活総合センター17階 教室Ⅰ・Ⅱ

(午前10時00分開会)

○所長

皆様、お待たせいたしました。多少電車の遅延により遅れている先生がいらっしゃるのですけれども、定刻となりましたので、始めさせていただきます。

本日は、大変お忙しい中、「東京都消費者被害救済委員会令和4年度総会」に御出席いただきまして、誠にありがとうございます。

私は、本委員会の事務局を担当しております東京都消費生活総合センター所長の赤羽でございます。どうぞよろしく願いいたします。

委員の皆様には、昨年1月10日付で、第24期の東京都消費者被害救済委員会委員に御就任いただきました。昨年度は、新型コロナウイルス感染予防のため、オンラインでの開催とさせていただきましたので、本日はこの24期委員初めてお集まりいただく総会でございます。

また、開催に当たりましては、皆様にマスクの着用をお願いしております。議事進行と議案説明の際もマスク着用のままとさせていただきますので、御理解と御協力をよろしく願いいたします。

本委員会は、運営要綱第15によりまして、原則公開でございますが、本委員会開催のお知らせで予告しておりますとおり、会議次第の3、議題以降につきましては非公開を予定しております。傍聴、報道の皆様には、その際、御退席をお願いすることとなりますので、御了承をお願いいたします。

次に、事務局から本日の出席状況について御報告いたします。

○消費生活専門課長 本日は、洞澤委員と大下委員から欠席の御連絡をいただいております。

また、交通機関の遅延により、大迫委員、大澤委員、沖野委員、宮下委員から遅れて到着するとの連絡が入っております。委員総数24名中、16名の委員に御出席いただき、運営要綱第7第2項に定める委員の半数以上の出席という総会開催に必要な定足数に達しておりますことを御報告いたします。

○所長

それでは、委員の皆様の御紹介をさせていただきますが、その前に、昨年御逝去された元委員の先生方がいらっしゃいますので、御報告をさせていただきます。

第17期から第22期まで委員をお務めいただきました上柳敏郎先生、令和4年9月20日に御逝去されております。

また、第19期から第22期まで委員をお務めいただきました執行秀幸先生におかれましては、令和4年10月14日に御逝去されたということでございます。

お二方、故人の御活躍、御功績に敬意を表すとともに、謹んで哀悼の意

を表し、御冥福をお祈りいたします。

それでは、お手元の資料1、委員名簿によりまして、第24期の皆様を御紹介させていただきます。私のほうでお名前を御紹介させていただきますので、よろしくお願いいたします。

まず、学識経験者委員の御紹介でございます。

石川委員はまだ御到着になっておりません。

大迫委員、大澤委員は遅れていらっしゃるということでございます。

大塚委員でございます。

○大塚委員 おはようございます。よろしくお願いいたします。

○所長 沖野委員でございます。

○沖野委員 沖野でございます。遅参いたしまして申し訳ございません。どうかよろしくよろしくお願いいたします。

○所長 後藤会長代理でございます。

○後藤会長代理 後藤です。よろしくお願いいたします。

○所長 志水委員でございます。

○志水委員 志水でございます。よろしくお願いいたします。

○所長 菅委員でございます。

○菅委員 菅でございます。本年もよろしくお願いいたします。

○所長 高木委員でございます。

○高木委員 高木でございます。よろしくお願いいたします。

○所長 野田委員でございます。

○野田委員 野田幸裕です。どうぞよろしくお願いいたします。

○所長 洞澤委員でございますが、本日は御欠席でございます。

宮下委員でございます。

○宮下委員 宮下です。人身事故で遅刻して申し訳ありませんでした。よろしくお願いいたします。

○所長 村会長でございます。

○村会長 村でございます。よろしくお願いいたします。

○所長 山口委員でございます。

○山口委員 山口でございます。よろしくお願いいたします。

○所長 山城委員でございます。

○山城委員 山城でございます。よろしくお願いいたします。

○所長 吉村委員でございます。

○吉村委員 吉村です。よろしくお願いいたします。

○所長 次に、消費者委員を御紹介いたします。

江木委員でございますが、本日はまだ御到着になっておりません。

- 田辺委員でございます。
- 田辺委員 田辺です。よろしくお願いたします。
- 所長 星野委員でございます。
- 星野委員 星野と申します。よろしくお願いたします。
- 所長 山下委員でございます。
- 山下委員 山下です。よろしくお願いたします。
- 所長 次に、事業者委員を御紹介いたします。  
 大下委員は御欠席の御連絡をいただいております。  
 大畑委員でございます。
- 大畑委員 大畑です。よろしくお願いたします。
- 所長 加藤委員でございます。
- 加藤委員 加藤でございます。よろしくお願いたします。
- 所長 傳田委員でございます。
- 傳田委員 傳田でございます。よろしくお願い申し上げます。
- 所長 以上の皆様が第24期委員でございますので、どうぞよろしくお願いた  
 します。  
 続きまして、東京都職員を紹介させていただきます。  
 生活文化スポーツ局長、横山でございます。
- 生活文化スポーツ局長 横山でございます。よろしくお願いたします。
- 所長 消費生活部長、片岡でございます。
- 消費生活部長 片岡でございます。よろしくお願いたします。
- 所長 消費生活総合センター、活動推進課長、馬淵でございます。
- 活動推進課長 馬淵でございます。よろしくお願いたします。
- 所長 同じく、消費生活専門課長、高村でございます。
- 消費生活専門課長 高村です。どうぞよろしくお願いたします。
- 所長 以上、御紹介させていただきました。  
 それでは、この後の進行につきましては、村会長にお願いしたいと思  
 います。どうぞよろしくお願いたします。
- 村会長 では、会議次第により、本日の議事を進行いたします。  
 初めに、横山生活文化スポーツ局長から御挨拶をお願いします。
- 生活文化スポーツ局長 委員の皆様、おはようございます。生活文化スポーツ局長の横  
 山でございます。  
 本日は、大変お忙しい中、また、交通機関が乱れているということもご  
 ざいますが、御出席をいただきまして、心より御礼を申し上げます。  
 会議の開催に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。  
 本委員会には、これまで様々な紛争の処理をお願いしてまいりました。

各部会でお示しいただいた考え方や提言は、個別被害の救済を図ることにとどまらず、消費者被害の未然防止、拡大防止に大きな成果を上げております。これも委員の皆様方の御尽力の賜物と改めて御礼を申し上げます。

都内における令和3年度の消費生活相談件数は約12万4,000件ということで、引き続き、非常に多い状況でございます。最も件数の多かった相談は、時代を反映しましてインターネット通販の相談ということで、全体の3割に及んでいるということでございます。特にSNSが関連している相談が増加傾向にございまして、今後もさらなる増加が懸念されます。

こうした状況の中で、本委員会では、20歳代の若者がSNSをきっかけに被害にあったサイドビジネス商法や脱毛エステの紛争について御審議をいただきました。昨年4月に成年年齢が引き下げられまして、若年者の消費者被害の拡大が危惧される、こういった時代にありまして、解決の考え方をお示しいただきましたことは、東京都内のみならず、全国の消費生活相談の現場で、同じような紛争解決に活用されるものと確信しております。

現在は、世代を問わずあらゆる消費者が巻き込まれ得る住宅の鍵開け、それから、パーソナルトレーニングジムの契約に係る紛争について御審議をいただいております。特にパーソナルトレーニングにつきましても、特定商取引に関する法律が定める規制対象の範囲について御議論をいただきまして、さらなる消費者被害の未然防止と救済のための施策について御提言をお示しいただけるものと期待を申し上げます。

都といたしましては、委員会報告を広く周知することで、消費者に類似事案に対する注意を促し、消費者被害の防止に努めてまいりたいと考えております。

また、都は昨年12月に、新たな東京都消費生活基本計画を策定いたしました。本計画に基づきまして、さらに積極的に消費者被害の救済を推進するとともに、都民の消費生活の安全・安心の実現に向けて、今後も全力を挙げて取り組んでまいります。委員の皆様方におかれましては、より一層のお力添えを賜りますようお願いを申し上げます。御挨拶とさせていただきます。本日はどうぞよろしくお願い申し上げます。

○村会長

ありがとうございました。

横山局長は他の公務があるため、ここで退席されます。

(生活文化スポーツ局長退室)

○村会長

次に、事務局は、本日の資料の確認をしてください。

○消費生活専門課長

それでは、資料の確認をさせていただきます。

まず、会議次第がございまして、次が座席表となっております。

資料は1から7まででございます。

資料1は委員名簿、裏面は幹事・書記名簿となっております。

資料2は令和4年度東京都消費者被害救済委員会の処理実績です。

資料3は令和4年度に結果報告を行った2件の報道発表資料です。

資料4は令和4年度に付託した2件の報道発表資料です。

資料5は令和4年度上半期の相談の傾向です。

資料6は第27次東京都消費生活対策審議会に関する資料です。

続いて、参考資料が1から4までとなっております。

参考資料1は消費生活条例の抜粋。

参考資料2は条例施行規則の抜粋。

参考資料3は消費者被害救済委員会の運営要綱。

参考資料4はその運営要領となっております。

不足しているものなどはございませんでしょうか。

そのほかに、皆様の机上にカモカモのキャラクターの紙製ファイルとセンター発行の冊子、リーフレットやグッズを置かせていただいております。

以上でございます。

○村会長

不足はございませんか。大丈夫でしょうか。

それでは、次第の2、報告に入りたいと思います。

本委員会の今年度の活動状況について事務局から報告してください。

○消費生活専門課長 それでは、令和4年度東京都消費者被害救済委員会の活動状況について御報告いたします。資料2を御覧ください。

令和4年度の被害救済委員会の処理実績は、現時点で4件となっております。このうち、1番、2番が昨年度からの継続処理案件で、3番と4番が今年度新たに付託された案件となっております。

表の中央辺り、付託依頼機関の列を御覧ください。4件中2件、1番と4番の案件は区市町村で相談を受け付けた事案でございます。委員会事務局では、区市町村センター所長会など、区市町村の担当者が集まる場で委員会の制度と仕組みについて紹介するなど、区市町村からの新規付託に向けた情報収集や働きかけに努めているところでございます。

次に、一番右の処理結果の列を御覧ください。今年度付託された3番、4番の2件は現在審議中となっております。1番、2番は処理が終了しております。1番はあっせん・調停不調となり、昨年4月に報告されております。2番はあっせん解決し、昨年6月に報告を終えております。

なお、今年度の4件のうち、4番目の案件は指針提示型の第一部会で、その他は迅速解決型の第二部会で御審議をいただいております。

審議経過の詳細につきましては、この後、各部会を担当された委員の先

生から御報告をいただくことと存じますので、私からは以上とさせていただきます。

今後も、委員会事務局では、関係機関と連携を図り、委員の皆様への適切なサポートを努めることにより、一件でも多くの消費者被害を救済してまいりたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○村会長

ただいまの報告について、御意見あるいは御質問がございましたら、どうぞお願いします。いかがでしょうか。ございませんか。

それでは、次に、次第の3、議題に入ります。

冒頭、事務局から説明がありましたとおり、本委員会は要綱第15により公開が原則ですが、本日の議題である各事件の審議経過及び処理結果以降については、運営要綱第15第1項ただし書きのあつせん案・調停案の検討もしくはそれに準ずる場合に当たりますので、この議題以降について、御異議がなければ非公開にしたいと思えます。

また、議事録についても、同要綱第15第2項により公開が原則ですが、申立人や事業者が特定される情報が含まれますので、同要綱第15第2項ただし書きにより、非公開の取扱いとしたいと思えますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○村会長

それでは、ここから非公開となります。

傍聴の方及び報道の方はいらっしゃいますか。恐れ入りますが、傍聴及び報道の方は御退室をお願いいたします。

(傍聴・報道退室)